

○ 社会福祉法人川本福社会役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する
規程

平成 29 年 6 月 15 日

規程第 4 号

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人川本福社会（以下「この法人」という。）の定款第 2 3 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 6 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第 45 条の 3 第 1 項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の権利であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は、定款第 9 条に定める金額の範囲内で、別表 2 に定めるところにより支給する。
- 3 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬及び費用弁償の額の決定)

第 4 条 この法人の理事長の報酬及び費用弁償（以下、「報酬等」という。）の年間の総額は、1,000,000 円以内とし、理事（理事長を除く）の報酬等の年間の総額は 200,000 円以内とし、監事の報酬等の年間の総額は 200,000 円以内とする。

- 2 理事長及び監事の報酬等の支給額は、別表 1 及び別表 4 のとおりとする。
- 3 役員及び評議員の報酬等の支給額は、別表 2 及び別表 4 のとおりとする。
- 4 苦情解決第三者委員及び評議員選任・解任委員の報酬の額は、別表 3 のとおりとする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとする。また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は当法人の職員の給与に関する規則に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費等）を、当法人の社会福祉法人川本福社会職員旅費規程に準じて支給することが出来る。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長の報酬等（旅費を除く）は、毎月20日に支払うものとする。また、監事の報酬等は決算監査、定期監査終了月の翌月20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員等が会議等に出席した場合の費用弁償は、翌月の20日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得られれば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月開催の定時評議員会の議決日から施行する。

社会福祉法人川本福社会役員の報酬に関する規程（平成12年5月23日規程第4号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月17日から施行する。

別表1 理事及び監事の基準報酬額

| | | |
|----------|----------------------|-------------------------------------|
| 理事長 | 月額 70,000 円 | 左記の報酬の額に交通費（車賃）として片道1Kmあたり40円を加算する。 |
| 監事（財務識見） | 日額 10,000 円（監事監査時） | |
| 監事（福祉識見） | 決算監査 3日間 定期監査 2日間 | |

別表2 理事会、評議員会及び研修出席者報酬額

| 区 分 | 報酬額 | 左記の報酬の額に交通費（車賃）として片道1Kmあたり40円を加算する。 |
|-------------------|-------------|-------------------------------------|
| 理事会出席（理事・監事） | 日額 5,000 円 | |
| 評議員会出席（理事・監事・評議員） | 日額 5,000 円 | |
| 役員研修出席 | 午前・午後開催の場合 | |
| | 午前・午後の一方の開催 | 日額 4,500 円 |

別表3 苦情解決第三者委員会及び評議員選任・解任委員会出席者報酬額

| 区 分 | 報酬額 | 左記の報酬の額に交通費（車賃）として片道1Kmあたり40円を加算する。 |
|-------------------------------|------------|-------------------------------------|
| 苦情解決第三者委員会出席 評議員選任・解任委員会出席 | 日額 3,000 円 | |

別表4 法人業務従事者報酬額

| 区 分 | 報酬額 | 左記の報酬の額に交通費（車賃）として片道1Kmあたり40円を加算する。 |
|-------------------|------------|-------------------------------------|
| 法人業務従事（理事・監事・評議員） | 日額 1,500 円 | |